

吹田市出産・子育て応援ギフト支給業務に係る質疑・回答

は じ め に	<p>今回の入札と前回（令和6年1月25日（木）に実施を予定していたもの中止）の入札では、対象者数が大きく異なります。また、令和7年度以降のギフトの支給内容については、現時点において未定です。こうした点に留意いただき、入札に参加いただくようお願いいたします。</p>
	<p>（前回） 令和6年度～令和8年度に妊娠届出又は出産後の面談を受けた妊産婦 約18,600名</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（今回） 令和6年度に妊娠届出又は出産後の面談を受けた妊産婦 約6,200名</p>

No.	質問	回答
1	<p>仕様書 （対象者見込数等） 第5条 本業務の対象者見込数等については、次のとおりとする。 出産応援ギフト対象者見込数 3,000人 子育て応援ギフト対象者見込数 3,200人</p> <p>に関して契約年度ごとの各見込み者数をご教示ください。</p>	<p>本業務の対象者見込数は、令和6年度のギフトの交付対象となる方のみとなります。なお、令和6年度末ごろに妊娠届出や出産後の面談を受けた方に対しては、令和7年度に入ってから送付する関係で、ギフト作成については、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトを合わせて 令和6年度・・・約5,500件 令和7年度・・・約700件 の計6,200件ほど作成いただくことを想定しています。 ※ 令和7年度以降の対象者分は、今回の委託業務に含まれておりません。</p>
2	<p>・はぐくみクーポンとAmazon育児支援券の再発送は受託者側での対応が必要ですか？ 再発送は引抜や不着返戻の対象者に対しての発送を想定しております。 受託者側での対応が必要な場合、月別の対応件数の想定を教えてください。</p>	<p>仕様書別添3の5返戻物の取扱いのとおり、再発送分については、吹田市へ納品していただき、再送等については吹田市が対応します。</p>
3	<p>単価明細書について はぐくみクーポンの発行件数は3,000件と単価明細書に記載があるが、発行自体は1年間、以降2年間が利用期間という認識で良いか。</p>	<p>令和6年度のギフトの交付対象となる方について、令和6年度～令和7年度前半にかけて発行することになります。 クーポンの利用期間については、利用者によって異なりますが、一番遅いもので令和8年12月末となります。</p>
4	<p>仕様書【別添3】 ギフト券発送についてどこから発送を行って良い認識で良いか。 指定の発送方法、発送拠点の指定はあるか。</p>	<p>発送拠点の指定はありません。 発送方法は、仕様書において、「受託者から対象者への簡易書留による郵送」を指定しています。</p>
5	<p>今回はコールセンターと事務局の月数と範囲が分かれております。コールセンターとしては最初の1年のみ必要で、その後は必要なし、事務局は2年ほどは必要だが、最後の1年は必要なし、という形を想定されていらっしゃると思いますが、コールセンター業務は最初の1年をみの試算でよろしいでしょうか？使用期間中もユーザーなり加盟店からの問い合わせ先としては必要なしと想定はされますが、もし必要となる場合は都度協議という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりで、ユーザー（市民）向けのコールセンターについては、別添6の規定によります。また、その開設期間は令和6年6月1日から令和7年3月31日までとします。 一方、クーポン協力事業者向けの対応は別添5の4（6）に規定されています。その期間は単価明細書のC2で示しているのとおりで、令和6年4月から令和9年1月までです。</p>
6	<p>【別添5】2-(2)について ①特設サイトによるホームページの開設は「利用対象者用ホームページ」と「クーポン協力事業者用ホームページ」は同一のドメインでも問題ないでしょうか。 ②特設サイトによるホームページ作成にあたってセキュリティに関する要件はございますか。HTTPS通信が必要等はありますか。 ③本業務委託に関する貴市と受託者の契約は1本になりますでしょうか。利用いただくサービスごとの申込書（契約書）などへの署名捺印は可能でしょうか。</p>	<p>① 可とします。 ② 必須要件ではありませんが、通信の安全性に配慮した設計に努めてください。なお、セキュリティに関する要件については、「吹田市情報セキュリティポリシー」を遵守いただく形になります。 ③ 吹田市と受託者との契約は1本になります。 また、利用サービスごとの書名捺印は、別途協議することは可能ですが、吹田市が定めた仕様や契約内容と齟齬が生じる場合は、対応できません。</p>
7	<p>【別添6】について ④コールセンター運営終了後に市民様からの問い合わせがあった場合は、どのように対応する想定でしょうか。 ⑤コールセンターの運営期間が延長になる可能性はございますでしょうか。</p>	<p>④ 令和7年度以降の実施内容と合わせて令和6年度中に検討します。 ⑤ 令和7年度以降の実施内容と合わせて令和6年度中に検討することになりますが、必要と判断した場合は、別途協議させていただきます。</p>
8	<p>別添3： ・発送状況については、データにて貴市に納品するものと理解しましたが、貴市側で発送物の個別の配送状況を確認される想定はございますでしょうか。受託者が個別の配送状況を把握しており、コールセンターで利用者からの問合せに回答できるよう構築する必要はございますでしょうか。</p>	<p>返戻物の対応をすることから本市も個別の配送状況を確認します。 なお、別添6のとおり、基本的にコールセンターでは、Amazon育児支援券とはぐくみクーポンの使用方法を案内いただくことを想定しており、配送状況の対応は必須ではありません。</p>
9	<p>別添4： ・データの授受に係る業務について、受領した印字データについて、外字対応等を行ったうえ、印刷・発送工程に進むと理解いたしました。受領したデータについて受託者側でデータの内容を審査するような作業の想定はありますでしょうか。引き抜きを除き、全データをそのまま印刷・発送工程に進行する理解でよろしいでしょうか。 ・流産・死産の情報も「ウ対象者一覧データ」内に含まれるでしょうか。</p>	<p>・ご認識のとおりですが、一次的な検品は受託者側でお願いします。その上で、本市へご報告いただき、不備がなければ発送していただくというフローを想定しています。 ・含みます。（※ 対象者一覧データにおいて、誰にどの券種を発送するかをお示しします。）</p>
10	<p>別添8： ・受託者の業務②電子クーポンシステム構築とございますが、本事業の運用管理（ギフト発送管理、クーポン協力事業者申請管理等）を行うための、事務局で使用するシステムという理解でよろしいでしょうか。受託者での構築にあたってはクラウドサーバまたはクラウドシステムを利用した開発・運用を行ってもよろしいでしょうか。 ・図中央の「はぐくみクーポンシステム」はクーポン運営事業者が提供するシステムとなるでしょうか</p>	<p>・こちらは別添8のはぐくみクーポンシステム（図中央の円柱部分）と同義です。よって、ギフト発送管理等を含む事務局全般のためのシステムではありません。あくまでも、はぐくみクーポンという電子クーポンを運用するためのシステムという想定です。 構築にあたっては、別添5の3（1）構成に沿って構築してください。 ・ご認識のとおりです。</p>
11	<p>有効期限について、電子マネーにおいては利用期限のみの設定で、受取期限の設定はしない。はぐくみクーポンにおいては、貴市が指定する期限を設定するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>電子マネーとは、Amazon育児支援券のことを指していると解しますが、ご認識のとおりです。 はぐくみクーポンについても、ご認識のとおりです。</p>

12	ホームページ作成について、業務スケジュールには4月公開とされていますが、4月中旬や下旬等のご相談は可能でしょうか。	クーポン協力事業者の募集は令和6年4月1日から行うため、時期を遅らせる対応はできかねます。
13	<p>質疑事項1 単価明細書：D-2 コールセンター運営費 仕様書：【別添6】コールセンターに係る業務について</p> <p>コールセンターの開設期間が「令和6年6月1日から令和7年3月31日まで（土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）とし、開設時間は9時から17時30分までとする。」と定められております。こちらについて下記、教えて下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民とクーポン協力事業者向けのコールセンターという理解であっておりますでしょうか。</li> <li>2. もし市民とクーポン協力事業者向けのコールセンターの開設期間が別れる場合、それぞれの開設期間をご教示下さい。</li> <li>3. 令和7年3月31日以降、市民・クーポン協力事業者からの問合せは、どのようにご対応されるご予定でしょうか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 別添6に規定のコールセンターは市民の方向けのコールセンターのことであります。また、クーポン協力事業者向けの対応については、別添5の4（6）クーポン協力事業者等からの問い合わせ対応に規定しています。</li> <li>2. 市民向けコールセンターの期間については単価明細書D2の期間（令和6年6月～令和7年3月）のとおりです。また、クーポン協力事業者向けの対応は単価明細書C2に記載していると通りの期間（令和6年4月～令和9年1月）となります。</li> <li>3. 市民からの問い合わせ対応については、令和7年度以降の実施内容と合わせて令和6年度中に検討します。なお、クーポン協力事業者からの問い合わせは、上記1.のとおり受託者で対応いただきます。</li> </ol>
14	（総則）第5条 対象者見込数等：出産応援ギフト対象者見込数（3,000人）ならびに子育て応援ギフト対象者見込数（3,200人）には流産・死産対応と産後の死亡者は含まれますでしょうか。また、3,000人・3,200人は年間見込数でしょうか。	<p>流産・死産対応と産後の死亡者を含んだ数字となっております。</p> <p>また、3,000人・3,200人は、今回の委託業務期間全体においてギフトを交付する人数となり、年間の見込数ではありません。</p> <p>なお、本見込数は、令和6年度にギフト交付の対象となる方のことで、これをギフト申請の時期に応じて令和6年度～令和7年度前半にかけてギフトを発送するものです。</p>
15	別添2 各券種の調達に係る業務：はぐくみクーポンの有効期限は発券から最大2年間程度とのことですが、Amazon育児支援券には有効期限の指定はございますでしょうか。	Amazon育児支援券の有効期限については、「発券から10年間」となっており、受託者において指定することはできないことから、指定はありません。なお、発送のタイミングによって有効期限に多少のバラつきが生じることはやむを得ないものと考えておりますが、発券から数カ月経過したものを発送することのないよう、ご対応をお願いします。
16	別添3 帳票作成・印字・封入封緘・発送に係る業務：ギフト券の備考について、色指定とは色上質を指しますでしょうか。また、色上質の場合何色をご希望でしょうか。	色については、委託契約締結後の協議において決定いたします。
17	別添3 帳票作成・印字・封入封緘・発送に係る業務：ギフト券の規格について、一般的なカードサイズではなくA4の中厚口上質紙にQRコード又はギフト番号を印字する形式になりますでしょうか。また、一般的なカードサイズへの印字は協議可能でしょうか。	<p>ギフト番号の印字はお見込のとおりです。</p> <p>なお、仕様でQRコード又はギフト番号をA4用紙に直接印字としているのは、市民からのギフト紛失等の問い合わせの際に、再度ギフトを発送することなく、コードをお伝えするのみで使用いただけることを前提としています。</p> <p>よって、カードサイズへの印字については協議可能ですが、ギフト紛失時に改めてカードを再発行し、郵送せざるを得ないようなシステムの場合、受託者側で再発行及び再送の費用を負担していただくことをご了承いただく必要があります。</p>
18	別添3 帳票作成・印字・封入封緘・発送に係る業務：ギフト券への印字について、A4台紙にギフトカードを貼ったうえで、住所等の印字はA4台紙に行く形式でよろしいでしょうか。	No.17でもお示ししたとおり、原則としてギフトカードを貼るものではなく、A4の用紙に「Amazon 育児支援券」及び「はぐくみクーポン」のコードを直接印字いただく仕様となっております。
19	別添3 帳票作成・印字・封入封緘・発送に係る業務：月間スケジュール内の引抜対象者の選定について、引抜分のAmazon育児支援券はどのような扱いになりますでしょうか。受託者での買取・貴市での買取・別市民への発送になるかご教示をお願いいたします。	他市への転出等により引き抜いた（発送を中止した）Amazon育児支援券については、受託者側で保管いただき、次回のギフト送付時に別市民へ発送いただくこととなります。
20	別添5 はぐくみクーポンの運営にかかる業務：前月末までの各店舗の請求金額を月初に抽出し、各店舗への支払い処理と同時に貴市への請求書を発行させていただく形式は協議の上で可能でしょうか？それとも原則、受託者から各店舗への支払いが完了してから貴市へ請求書発行になりますでしょうか？	本市からの委託料は、履行確認後に支払うものであることから、受託者から各店舗への支払いが完了してから請求書を発行いただくこととなります。
21	出産・子育て応援ギフト受託者業務スケジュール：Amazon育児支援券の支払いは月次とし、クーポンに関する費用の支払いは別途協議の上決定することとありますが、受託者から貴市へ請求書を送付してから振込みまでどのくらいの期間を要するでしょうか。	支払いについては、委託契約締結時の協議において決定いたします。なお、一般的に請求をいただいてから30日以内にお支払いします。よって、請求が遅れた場合は、支払いも遅れることとなります。
22	貴市から受託者への支払いについて：Amazonギフト券(毎月支払い)、はぐくみクーポン(協議)と存じておりますが、システム代・ホームページ運用代・コールセンター代などの費用に対するご請求、貴市からのお振込みはいつ頃になりますでしょうか。（例：受託期間中、毎月按分での振込みまたは一括で〇か月後に支払い、完了払いなど）また、各項目により支払い期日が異なる場合はそれぞれの期日をご教示ください。	支払いについては、委託契約締結時の協議において決定いたします。
23	別添5 はぐくみクーポンの運営に係る業務：貴市が目標とするクーポン協力事業者数150店舗のうち、飲食店は何店舗ほど含まれておりますでしょうか。また、各業界・業種のそれぞれの目標割合が決まっておりますらご教示ください。	現在のところ、飲食店をクーポン協力事業者に含めることは考えておりません。また、業種等の目標割合も定めておりません。なお、「150店舗」という数字は、あくまで目安であり、目標値ではありませんのでご注意ください。
24	別添2 各券種の調達にかかる業務：紙クーポンのデザインについて、「別途協議の上決定する」とのことですが、具体的な別途協議方法をご教示ください。	デザインの案を受託者側においてお示しいただき、吹田市と協議いただくこととなります。
25	出産・子育て応援ギフト業務フロー図別添：『①ギフト申請』において妊産婦からの申請に対する質問があった場合、貴市が対応されるのでしょうか。ギフト申請に対する審査は貴市側でされる想定にお見受けするためご教示ください。	お見込のとおりです。他市での申請状況等を吹田市から確認する必要があることからこのような仕様となっております。
26	出産・子育て応援ギフト業務フロー図別添：妊産婦からのギフト申請における入力項目や添付書類をご教示ください。	申請内容は、氏名・住所・ギフト送付先住所・電話番号・メールアドレス等を共通して入力していただきます。添付書類はありません。
27	別添3 帳票作成・印字・封入封緘・発送に係る業務：想定される引抜作業の見込数をご教示ください。	単価明細書B5記載のうち約2件ほどの想定です。
28	別添3 帳票作成・印字・封入封緘・発送に係る業務：想定される返戻物の見込数をご教示ください。	単価明細書B5記載のうち約8件ほどの想定です。
29	別添6 コールセンターに係る業務について：昨年、貴市職員様で現金給付の形で対応されていた際の月別の対応件数・平均受電時間・対応オペレーター人数をそれぞれご教示ください。	ひと月あたり約20件、1件あたり約3分、2名の対応です。